

第1回企画等専門調査会(平成23年11月21日)資料  
 「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」抜粋

評価課題／危害要因	危害要因に関する概要等	国内外における評価状況、管理状況等
<p>血圧、血糖に効果があるといわれている健康食品</p>	<p>・厚生労働省:「健康食品」のホームページ  <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/</a>                      健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指しているものです。そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。保健機能食品は、いわゆる健康食品のうち、一定の条件を満たした食品を「保健機能食品」と称することを認める表示の制度。国の許可等の有無や食品の目的、機能等の違いによって、「特定保健用食品」と「栄養機能食品」の2つのカテゴリーに分類されます。(保健機能食品制度は、消費者庁所管。)</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会による評価状況:なし。</li> <li>・厚生労働省:「健康食品」の安全性・有効性データベースについて                      平成16(2004)年7月14日食安新発第0714001号                      「健康食品」については、国民の健康に対する関心が高まるとともに、健康と食に関する情報が氾濫するようになり、中には、過剰摂取や過度の痩身行為などの偏った食生活を導く不適正な情報あるいは非科学的な情報も増え、国民の混乱を招いているとの指摘が少なくありません。                      こうした状況を改善するため、本年6月9日にまとめられた「「健康食品」に係る今後の制度のあり方に関する検討会」の提言においても、普及啓発として「「健康食品」の有効性・安全性について中立的な情報提供を行うデータベース等を活用するべきである」とされています。                      今般、その「健康食品」の安全性・有効性データベースが独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページに開設されました。</li> <li>・独立行政法人国立健康・栄養研究所のWEBページ「健康食品」の安全性・有効性データベースにおいて、いわゆる「健康食品」に関する中立的な情報提供を実施している。  <a href="http://hfnet.nih.go.jp/">http://hfnet.nih.go.jp/</a></li> <li>・消費者庁:特定保健用食品  <a href="http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf">http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf</a>                      からだの生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えたりするのに役立つ、などの特定の保健の用途に資する旨を表示するものをいいます。これはさらに以下のように分類される。</li> <li>・特定保健用食品(疾病リスク低減表示)                      関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合、疾病リスク低減表示を認める特定保健用食品</li> <li>・特定保健用食品(規格基準型)                      特定保健用食品としての許可実績が十分であるなど科学的根拠が蓄積されている関与成分について規格基準を定め、消費者委員会の個別審査なく、事務局において規格基準に適合するか否かの審査を行い許可する特定保健用食品</li> <li>・条件付特定保健用食品                      特定保健用食品の審査で要求している有効性の科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認される食品を、限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として、許可対象と認める。</li> </ul>